

●返戻金制度に関する事項

当事業所は、返戻金制度を設けております。

※紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の一部を払戻する制度

返戻金の規定は以下のとおり設定しています。

(※紹介手数料が一人当たり、500,000 円を超える場合に適用)

- ・就業開始後 1 ヶ月以内の自己都合退職の場合・・・紹介手数料の 6 0 %を払い戻し
- ・就業開始後 3 ヶ月以内 の自己都合退職の場合・・・紹介手数料の 3 0 %を払い戻し
- ・就業開始後 6 ヶ月以内 の自己都合退職の場合・・・紹介手数料の 1 5 %を払い戻し
- ・就業開始後 6 ヶ月以降の自己都合退職の場合・・・返戻金なし